

## 石巻市の高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除等について

令和6年11月10日（日）に石巻市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、搬出制限区域内（※1）の養鶏場を対象とした搬出制限区域解除検査を実施し、陰性が確認されました。

このことから、農林水産省と協議し、令和6年11月28日（木）午前0時に、搬出制限区域を解除します（別添図1：参照）。併せて、消毒ポイントの一部を廃止します。

※1 搬出制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の区域（移動制限区域）に外接する半径10km以内の区域

### 1 搬出制限区域解除検査の結果

- (1) 対象農場：搬出制限区域内の養鶏場5農場
- (2) 検査結果：陰性

### 2 搬出制限区域の解除

- (1) 解除の日時：令和6年11月28日（木）午前0時
- (2) 対象農場：搬出制限区域内の養鶏場5農場

### 3 消毒ポイントの一部廃止

- (1) 搬出制限区域の解除に伴い、廃止される消毒ポイント（2ヶ所）
  - ①宮城県石巻合同庁舎  
石巻市あゆみ野5丁目7（県道川南広域農道（下り））
  - ②石巻港 臨港道路  
石巻市中島町（石巻工業港大手埠頭付近）
- (2) 今後も継続する消毒ポイント（1ヶ所）
  - ①旧道残地  
東松島市大塩三ツ谷72付近（県道16号（下り））

### 4 今後の予定

解除された搬出制限区域は監視強化区域へ移行し、区域内の養鶏場の監視を継続します。また、令和6年12月8日（日）午前0時に移動制限区域を解除し、すべての消毒ポイントを廃止します。

### 5 報道機関へのお願い

家きん農場での取材は、家畜伝染病の予防の観点から、厳に慎むようお願いいたします。

### 6 その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

(別添図1) 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域におけるスケジュール

